

# 国土交通省直轄工事における 総合評価方式の変遷について

国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター  
建設マネジメント技術研究室

## 1. はじめに

公共工事に関しては、従来、価格のみの競争が中心であったが、厳しい財政事情のもと、公共投資が減少している中、その受注を巡る価格競争が激化し著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となってきた。

このような背景を踏まえて、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という）が施行され、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定され、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価落札方式（以下「総合評価方式」という）の適用を掲げている。

国土交通省では、直轄工事における品質のさらなる確保・向上を図るため、社会情勢や実施状況を踏まえながら、総合評価方式の活用・改善や多様な入札・契約制度の導入等、入札・契約に関する諸課題への対応方針について検討を行ってきた。本稿では、現在の総合評価方式に至るまで

の変遷について紹介する。

## 2. 国土交通省直轄工事における 総合評価落札方式の導入背景

公共工事は「会計法」または「地方自治法」に基づいて調達しており、発注者があらかじめ設定する性能・品質を満足し、最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする価格競争を基本としてきた。一方、例外的な措置として、価格およびその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みした者を契約の相手方とすることができる総合評価方式も両法に位置付けられている。

会計法においては、この総合評価方式を適用するためには、個別工事ごとに事前に大蔵大臣（現在の財務大臣）と協議を実施する必要があったことから、公共工事の分野ではほとんど適用されていなかった。

平成10年2月の中央建設業審議会建議において、工期、安全性などを重視すべき工事においては、「価格のみ」による競争ではなく、「価格以外の要素と価格とを総合的に評価」して落札者を決定する総合評価方式を導入すべきとの指摘を受け、旧建設省では平成11年度に初めて総合評価方式による調達を2件の工事において試行した。

### 3. 総合評価方式の変遷

#### (1) 総合評価方式の実施状況の変遷

総合評価方式の導入から現在に至るまでの国土交通省における取り組みや時代背景を図-1に示

す。

大蔵大臣との包括協議が整ったことから、総合評価方式により入札する場合の事務処理の効率化等に資するため、平成12年9月に公共事業関係省庁との申合せにより「工事に関する入札に係わる総合評価落札方式の標準ガイドライン」（以下「標準ガイド」という）がとりまとめられたが、

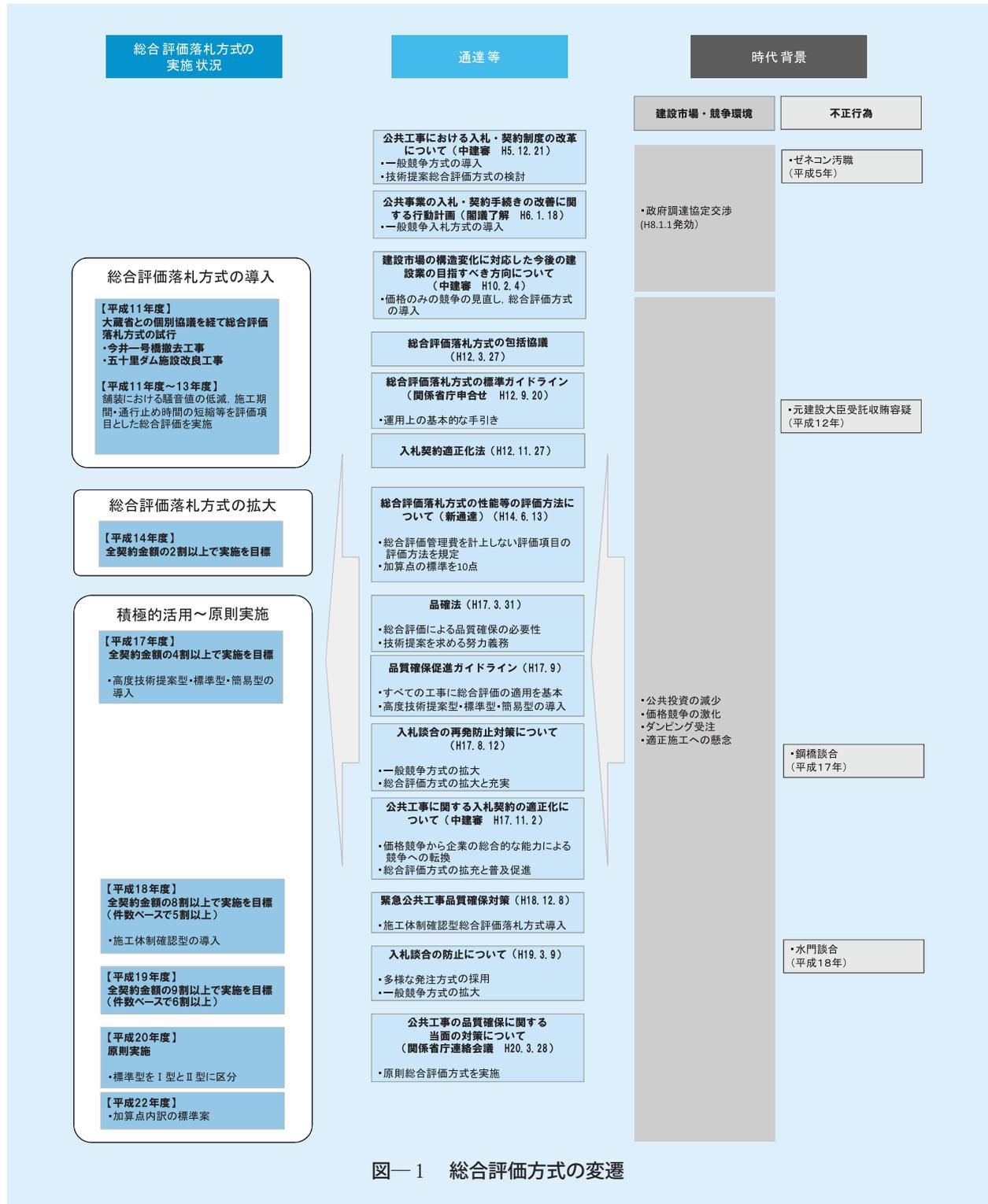


図-1 総合評価方式の変遷

総合評価方式が適用される工事はわずかに留まっていた。

その後、平成17年4月の品確法施行により、直轄工事においても工事の品質の確保・向上を図るために、総合評価方式の普及・拡大が促進され、国土交通省（港湾空港を除く）では平成17年度の適用率が45.7%だったものが、平成22年度末時点ではほぼ100%に達している（図一2）。

(2) 総合評価タイプと技術評価点における加算点の変遷

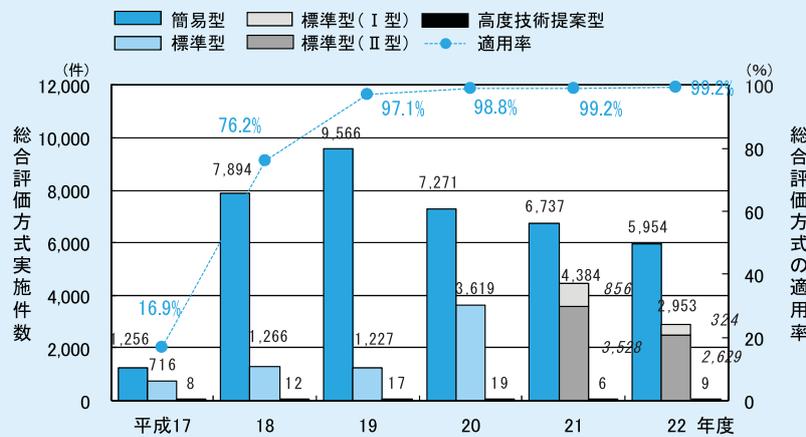
1) 総合評価タイプの変遷

① 標準ガイドでは、総合評価方式のタイプ分類はなく、次の適用工事の範囲が示された。

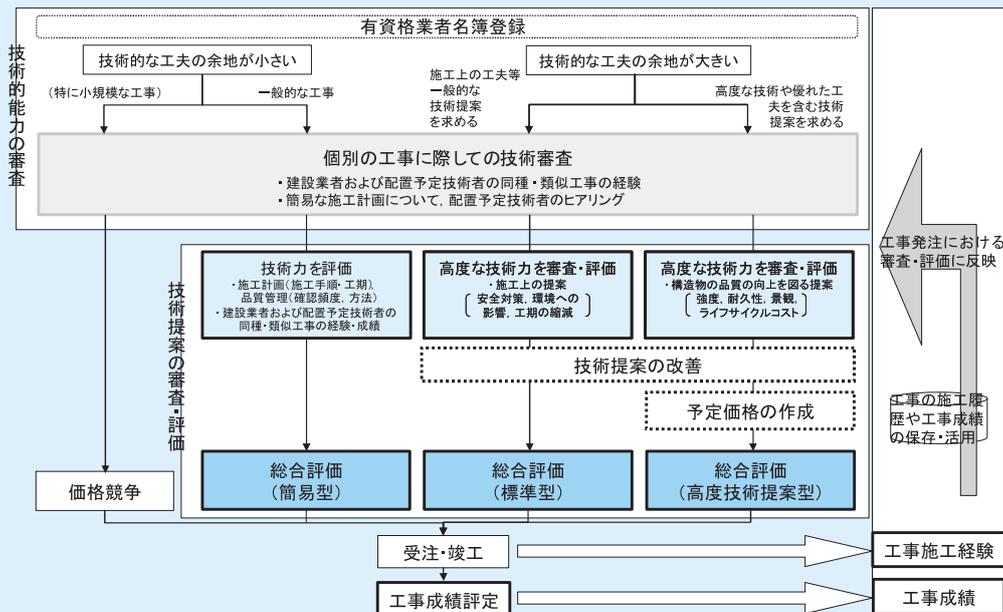
・入札者の提示する性能・機能・技術等（以下「性能等」という）によって、工事価格に工事に関連して生ずる補償費等支出額および収入の減額相当額ならびに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると当該工事に係る契約に関する事務を管理する大臣（以下「大臣」という）が認める工事

・入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性・強度・安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると大臣が認める工事

・環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省



図一2 国土交通省における年度別・タイプ別実施状況



(注) 技術提案：一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。  
 技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的物の品質の向上に関する高度な提案を求める。

図一3 総合評価方式のタイプ分類

資源対策またはリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると大臣が認める工事

- ② 品確法では、特に小規模な工事を除く、すべての公共工事に総合評価方式の適用を図るため、工事の特性に応じて、総合評価方式のタイプ（簡易型・標準型・高度技術提案型）を選定できるものとした（図-3）。

また、国土交通省では品確法施行に伴い、同年9月に「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」を策定している。

- ③ 平成20年度に総合評価方式の適用率がほぼ100%に達し、標準型の適用件数も平成19年度と比較して約3倍に増加したことに伴い、発注手続に関する受発注者の負担も増加した。これらを改善するため、平成21年に標準型において、課題設定数と個々の課題の難易度を勘案して、複数の課題あるいは難易度の高い技術が必要な技術提案を求める場合に、技術提案の作成期間を一定以上確保する標準Ⅰ型と、求めない場合に作成期間を短縮する標準Ⅱ型にタイプ分類の改善を行った。また、運用上の具体的な手続きを「国土交通省直轄工事における総合評価方式の運用ガイドライン（案）」として平成22年3月にとりまとめた。

## 2) 技術評価点における加算点の変遷

### 〈導入当初〉

総合評価方式の導入当初は標準ガイドに基づき、当該工事の目的・内容に照らし必要度・重要度を考慮して評価項目を設定し、必須項目と必須以外項目に区分した。必須項目では、発注者が提示した要求要件に対して最低限の要求要件を満たすものに基礎点を与え、それを超える部分の評価に応じ加算点を与えた。必須以外項目では、各項目ごとに評価に応じた加算点を与えた。加算点の設定は、工事および評価の目的・内容等を勘案し、個別工事ごとに設定された。

また、国土交通省では総合評価方式のより一層の適用拡大を図るため、平成14年6月に通達「工

事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価手法について」を発出し、標準点と加算点の定義付けがなされるとともに、評価項目が必須以外項目である場合の標準的な配点割合として標準点100点、加算点10点が設定された。

### 〈品確法を契機とした見直し〉

上記1)②で述べたように品確法施行を受け、総合評価方式の適用拡大を図るため、総合評価方式のタイプごとに標準的な加算点の配点が設定された。

- ・簡易型の加算点：小規模工事や難易度の低い工事では、公共工事の価値の向上を図る一方で、施工不良工事による十分な性能・機能が確保できず道路利用者等への影響が懸念された。これらリスクを回避するためには、発注者が示す標準仕様に基づく適切かつ確実な施工が重要であるため、企業が保有する施工実績や配置予定技術者の能力、地域貢献度等を評価することとし、加算点を10～30点の範囲内で設定した。
- ・標準型・高度技術提案型の加算点：当該タイプを適用する工事は、工事規模が大きく難易度が高い工事で、社会的要請の高い事項に対し、発注者が示す施工上の特定の課題等について、民間企業者より技術提案を募り企業の優れた技術力を活用し工事価値を高めるものであることから企業の技術力に重きを置き、加算点を10～50点の範囲内で設定した。

### 〈緊急公共工物品質確保対策を契機とした見直し〉

発注者が求めた最低限の要求要件を実現するための確実性は、参加者が構築する施工体制の水準によって自ずと差異が生じるが、この点に関する評価が技術評価点に考慮されてこなかった。また、施工内容が実現できると認められる場合に付与される標準点100点に対し技術提案加算点の上限は50点であり、入札参加者の技術力を十分に評価できていなかった。そこで、国土交通省では平成18年12月に通達「緊急公共工物品質確保対策について」を発出し、確実な品質確保を図るための審査要素として「施工体制評価点」を創設し、施工の確実性が認められる者に30点を加算した。ま

た、技術提案内容が工事の品質に大きく影響を及ぼす標準型と高度技術提案型においては、技術提案内容に応じて付与する技術提案加算点の上限を70点（施工体制確認型を適用しない場合は50点）に引き上げ、価格以外の技術面の要素が十分に評価されるように見直しを行った。

〈実施状況を踏まえた見直し〉

上記1)③で述べたように標準型の分類が細分されたことと、さらなる品質確保・向上の観点から技術提案の配点割合について、求める技術提案の重要性に応じ配点を重く設定する改善が行われた。

- ・簡易型：工事規模が小さく難易度が低い工事に適用され、求める技術提案は「簡易なもの」に留め、品質確保の観点から企業・配置予定技術者の能力に重きを置いた。また、工事をスムーズに進めるためには、地域住民とのコミュニケーションも重要となることから、それらも含め加算点合計を30～40点（施工体制確認型を適用しない場合は30点まで）に設定した。
- ・標準Ⅰ型・標準Ⅱ型：標準Ⅰ型は、工事規模が大きく難易度も高い工事に適用され、技術提案の重要性が高いことから複数（2～3）提案を求めるため、技術提案点の評価を高め加算点合計を60～70点（施工体制確認型を適用しない場合は50点まで）に設定した。標準Ⅱ型は、標準Ⅰ型よりも工事難易度が低く求める技術提案数

も1～2テーマに留め、企業・配置予定技術者の能力や地域貢献度等も考慮して加算点合計を50～60点に設定した。

- ・高度技術提案型：工事規模が大きく難易度が高く、発注者が標準案を作成できない場合や複数の標準案に対し絞り込みが困難な場合、施工上の技術的工夫が大きい工事に適用され、企業の技術提案内容が工事の品質向上を大きく左右することから、技術提案のみを求め、加算点合計を50点まで（施工体制確認型を適用する場合は70点まで）に設定した。

以上、総合評価方式のタイプと加算点の変遷について述べたが、上記内容をまとめたものを図-4に示す。

## 4. おわりに

総合評価方式については、今後も、社会情勢や実施状況を踏まえながら課題の抽出を行い、国民および受発注者にとって、より良い制度となるように改善を図っていく必要がある。

本内容の詳細については、下記URLも参照ください（<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/index.htm>）。

	標準ガイドライン (H12)	新通達(H14)	品確法(H17) 契機	緊急公共工事 品質確保対策 (H18)契機	運用ガイドライン (H22)
高度技術提案型			10～50点	30点(施工体制) 10～70点(加算点) ※施工体制なしは50点まで	30点(施工体制) ～70点(技術提案) ※施工体制なしは50点まで
標準Ⅰ型	必須評価項目以外 (総合評価管理費非計上)	必須評価項目以外 (総合評価管理費非計上)	10～50点	30点(施工体制) 10～70点(加算点) ※施工体制なしは50点まで	30点(施工体制) 60～70点(加算点合計) ※施工体制なしは50点まで 40～50点(技術提案) 20点(施工能力等)
標準Ⅱ型		必須評価項目 (総合評価管理費計上)			必須項目を評価する場合 10点
簡易型		必須項目以外のみ評価する場合	10～30点	30点(施工体制) 10～50点(加算点) ※施工体制なしは30点まで	30点(施工体制) 30～40点(加算点合計) ※施工体制なしは30点まで 5～10点(施工計画) 20～35点(施工能力等)

図-4 総合評価タイプと加算点の変遷経緯

# 国土交通省直轄工事における 総合評価落札方式の改善について

国土交通省大臣官房技術調査課 課長補佐 わが まさみつ  
和賀 正光

## 1. はじめに

国土交通省の直轄工事においては、平成17年度に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が成立したことを踏まえ、本格的に総合評価落札方式を導入し、現在ではほぼ全ての工事において適用している。

この間、さまざまな課題に対して技術的な対応を図ってきたものの、根本的な解決に至らず、総合評価落札方式の実施に伴う、競争参加者、発注者の負担増大、総合評価の理念からのかい離といったことが課題となっている。

総合評価落札方式を本格的に導入してから5年以上たち、基本に立ち返って総合評価落札方式の見直しを行うこととした。

本稿では、「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」（座長：小澤一雅 東京大学大学院工学系研究科教授）における総合評価落札方式の改善に関する議論を紹介する。

## 2. 総合評価落札方式の課題 および改善の方針（案）

### (1) 総合評価落札方式の課題

総合評価落札方式の主な課題は以下のとおりである。

- ① 技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担増大
- ② 品質確保の理念からのかい離
- ③ 民間の技術力活用の理念からのかい離

### (2) 総合評価落札方式の目的

以下は、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成17年8月26日 閣議決定）からの抜粋である。

公共工事の品質確保を図るためには、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。こうした契約がなされるためには、発注

者が、事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが原則である。

つまり、価格に加え、技術提案の優劣等を総合的に評価して落札者を決定することにより、公共工事の品質確保を図ることが総合評価落札方式の目的と言える。

(3) 総合評価落札方式の改善の方針

総合評価落札方式の改善については、建設業許可、競争参加資格審査、競争参加資格要件設定との適切な役割分担のもと、以下の4点を基本方針とする。

- ① 施工能力の評価と技術提案の評価に二極化

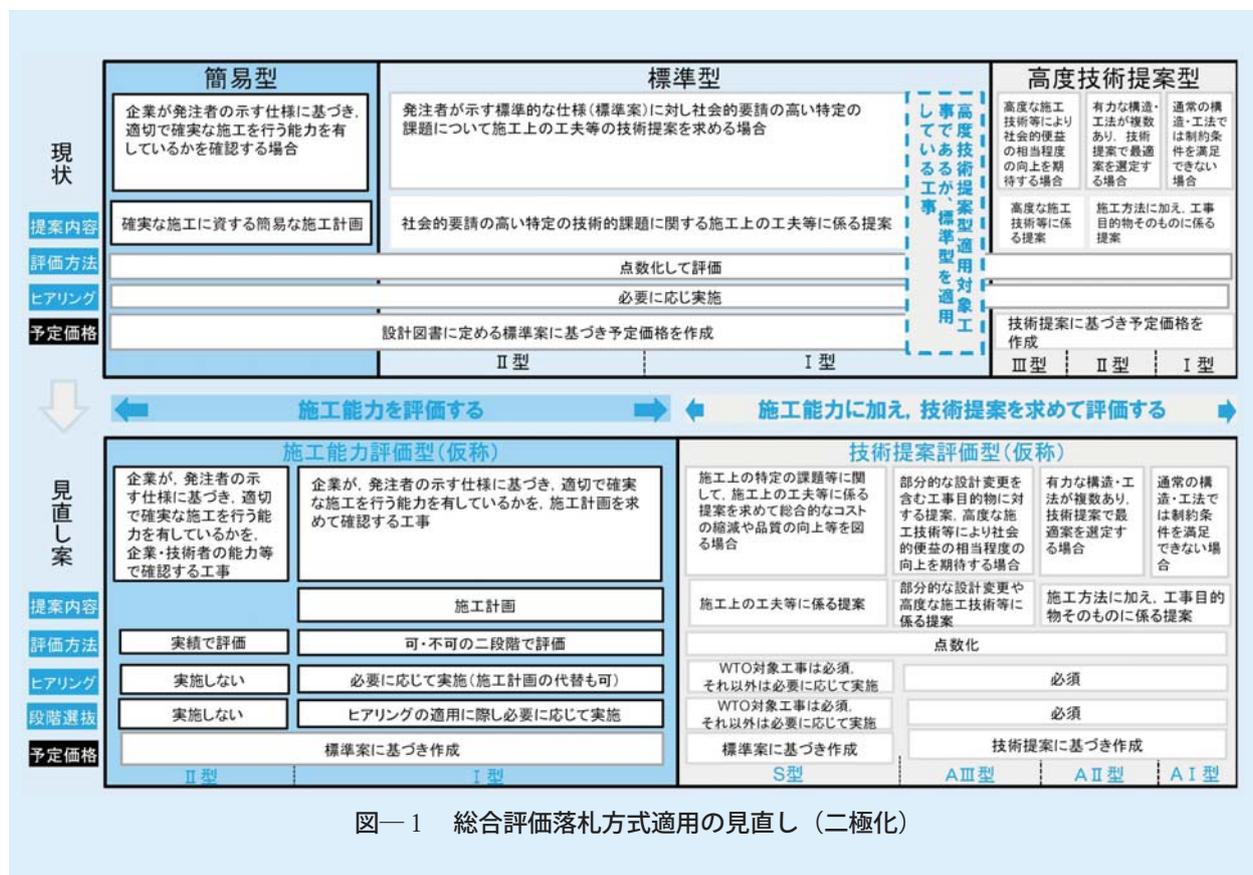
- ② 施工能力の評価は大幅に簡素化
- ③ 技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- ④ 評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

3. 総合評価落札方式適用の見直し（二極化）（案）

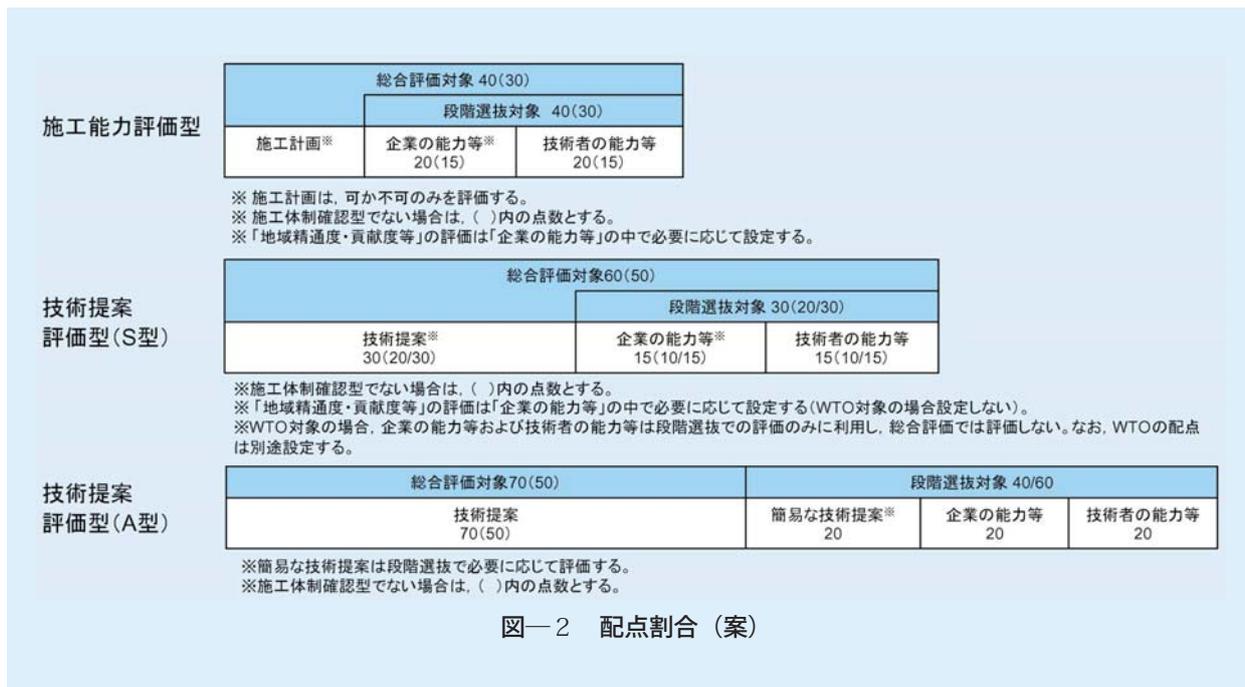
総合評価落札方式適用については、現在の、簡易型、標準型、高度技術提案型を、施工能力を評価する「施工能力評価型」、および施工能力に加え、技術提案を求めて評価する「技術提案評価型」に二極化する。

4. 技術評価点の配点方針（案）

技術評価点の加算点の評価項目は、



図一 1 総合評価落札方式適用の見直し（二極化）



- ① 技術提案
- ② 企業の能力等
- ③ 技術者の能力等

とし、加算点合計およびその内訳は、図一 2 配点割合 (案) のとおりとする。

このうち、②企業の能力等と③技術者の能力等の配点割合は同じとする。

また、地域精通度・貢献度等については、②企業の能力等の中で評価し、配点は10点を上限とする。

## 5. 評価項目と評価基準 (例)

図一 3は、技術提案評価型S型のうち、WTO対象工事以外の工事に対する評価項目と評価基準の例である。

技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に段階選抜方式を適用することとし、この場合、企業・技術者の能力等により、5～10者程度に絞り込み、技術提案の提出を求める。

総合評価では、企業・技術者の能力等の点数に技術提案の点数を加えた点数を加算点とする。

また、ヒアリングを実施する場合、監理能力に対する評価結果に応じた係数を技術者の同種工事実績の点数に乘じ、技術提案に対する理解度に対する評価結果に応じた係数を技術提案の点数に乘じる。

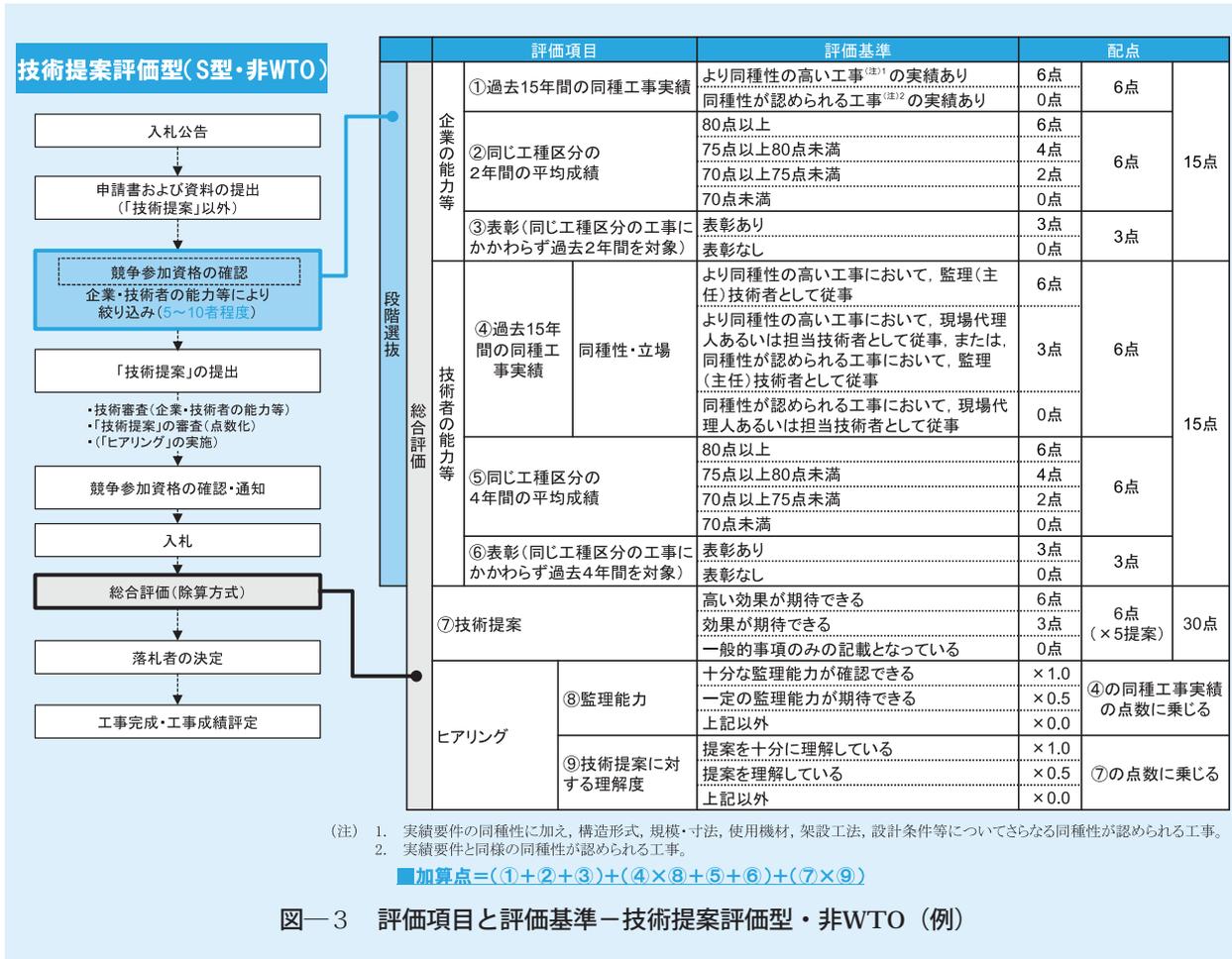
## 6. 競争参加資格要件と総合評価評価項目 (案)

総合評価における評価項目は、原則、品質確保・品質向上に特化する観点から、品質に関係のない項目は、総合評価では評価しないこととする。

なお、2年に1度の競争参加資格審査、工事ごとの競争参加資格要件の設定、および総合評価の適切な役割分担について、引き続き検討する予定としている。

## 7. 高度技術提案型 (技術提案評価型A型)

現状の高度技術提案型の課題について、以下の対応を図る。



図一 3 評価項目と評価基準—技術提案評価型・非WTO (例)

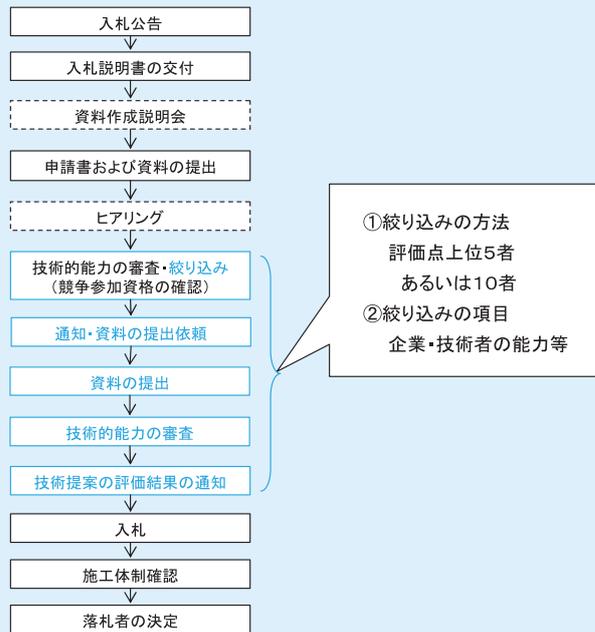
- (1) 適用件数の拡大 (案)
- ① 対象工事を選定し、技術提案評価型A型の適用可否を検討
  - ② 部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求めるタイプをAⅢ型に位置付け、適用対象を拡大
  - ③ 工事内容に応じて、技術提案の改善が必要ないと認められる場合に、技術提案の改善を行わないことで手続きを簡素化
- (2) より技術力を重視した評価方法等 (案)
- 民間の高い技術力を有効に活用するという観点から、最も優れた提案に加算点の満点を付与し、それ以外の提案より20点程度優位に評価することを基本とする。ただし、技術提案が同程度に優れた者が複数いる場合はこの限りではない。

- (3) 予定価格および低入札調査基準価格の設定方法等 (案)
- ① 競争参加者から提出される見積りに基づき、競争参加者ごとに予定価格・調査基準価格を設定することについて、既存法令との関係を踏まえ、今後の検討課題とする。
  - ② 施工体制確認の基準価格については、予定価格に見積りを採用された者については、従来の低入札価格調査基準価格を基準価格とし、それ以外の者については、その者の見積りをもとに低入札価格調査基準価格に相当する価格を算定し、基準価格とする。

## 8. 段階選抜方式の試行

入札参加者の技術提案の負担の軽減等を図る観

段階選抜方式を採用したフロー



○平成23年度試行工事の概要（平成23年度公告案件）

地整	件数	工事の概要
北海道	5件	一般土木
東北	1件	PC
関東	5件 (1件)	鋼橋上部, PC
中部	1件 (1件)	鋼橋上部
近畿	3件 (3件)	一般土木, 鋼橋上部
中国	2件	鋼橋上部
四国	1件	鋼橋上部
九州	1件	PC
沖縄	4件 (3件)	一般土木, 法面処理
合計	23件 (8件)	

(注) ( ) は予定・手続中の件数

図一 4 平成23年度段階選抜方式の実施状況（平成23年2月時点）

点から、総合評価落札方式における段階選抜方式の試行について引き続き実施し、課題の抽出、改善案の検討等を行う。

また、今後、以下の課題について検討することとしている。

## 9. おわりに

平成24年度から、各地方整備局において、総合評価落札方式の改善案に基づき、新方式での試行の準備、実施、検証を行うとともに、本格運用に向けて準備を進めることとしている。

- ① 競争参加資格審査，工事ごとの競争参加資格要件および総合評価の役割分担
- ② 総合評価における評価項目の検討
- ③ 総合評価における配点の検討
- ④ 新方式による試行のフォローアップ
- ⑤ 段階選抜方式の検証
- ⑥ ヒアリングの検証
- ⑦ 総合評価ガイドライン等の改定